

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、総人口が減少に転じる中、世界に例を見ない速さで高齢化が進展し、2019年（令和元年）10月1日現在、高齢化率は28.4%となっており、世界でも最も高い水準となっています。

福岡市においても、現在の高齢化率は全国平均と比べると低いものの、2017年（平成29年）に高齢化率が21%を超え、超高齢社会を迎えました。今後、2025年（令和7年）には団塊世代全てが75歳以上に、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代全てが65歳以上になり、現役世代の急激な減少と、医療や介護のニーズが高まる後期高齢者の増加が予測されています。

高齢化と人口減少の進展により、支え合いの基盤や人と人のつながりが弱まっている中で、昨今、「社会的孤立」など既存の支援制度では対応が困難な社会課題が顕在化するとともに、介護・障がい・子育て・生活困窮などの分野で「複雑化・複合化」した課題などが浮き彫りとなっています。

このような社会状況の変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。

また、2020年（令和2年）には、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、社会に大きな影響を与えており、介護保険事業を実施するにあたっては、このような感染症への対応を踏まえることが必要です。

このような中、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を安心して続けることができるよう、コロナ禍にあっても、医療や介護、生活支援等のサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの構築をさらに進めていく必要があります。

福岡市では、2018年（平成30年）4月に、2018年度（平成30年度）から2020年度（令和2年度）までを計画期間とする「第7期介護保険事業計画」を策定し、その計画に基づいて地域包括ケアの構築を進めてきました。

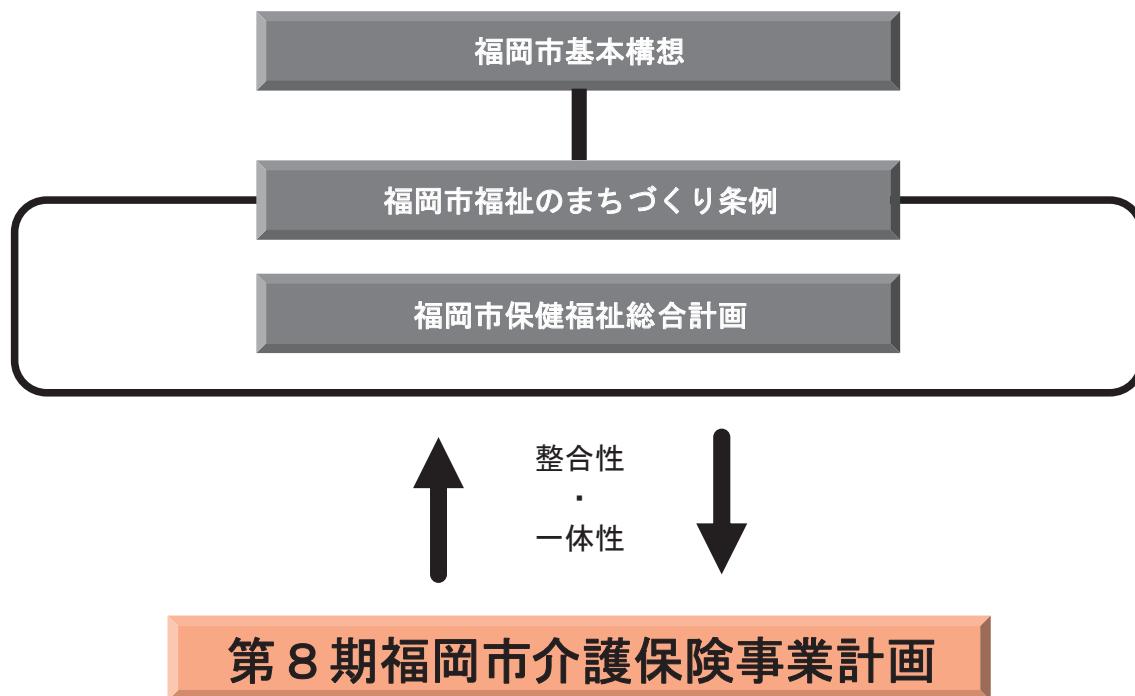
さらに地域包括ケアを推進するため、この度、介護サービスの見込量等、福岡市における介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定めるものとして、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間を計画期間とする「第8期福岡市介護保険事業計画（以下、「第8期計画」という。）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

福岡市の保健福祉施策は、「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、保健・医療・福祉施策の基本の理念と方向性を掲げた計画である「福岡市保健福祉総合計画」により、取組みを進めています。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づく計画であり、国の介護保険事業に係る基本指針、「福岡市保健福祉総合計画」の基本理念等を踏まえ、策定します。

また、介護保険事業計画の策定にあたり、他の高齢者関連の計画と調和を保つとともに、「福岡県保健医療計画」との整合性を図ることとなっています。



3. 計画期間

計画期間は2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)までの3年間です。

第8期計画は、団塊世代全てが75歳以上の後期高齢者になる2025年(令和7年)、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)に向け、第5期計画で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組み等をさらに推進していくための計画となります。



4. 計画策定体制

この計画の策定にあたっては、福岡市保健福祉審議会に諮問し、高齢者保健福祉施策に関して幅広い意見を聴くため、保健・医療・福祉の関係者や学識経験者、市民代表等を委員とする「高齢者保健福祉専門分科会」で審議するとともに、この専門分科会のもとに「介護保険事業計画部会」を設置し、介護保険サービスの利用量や施設等の整備量等について協議を行いました。

